

## 首都圏における広域降灰対策検討会（第5回）議事録

日 時：令和7年1月20日（月）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室（オンライン併用）

出席者：藤井座長、伊藤委員、小山委員、関谷委員、竹内委員

高橋政策統括官 他

○事務局（森久保）：それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「首都圏における広域降灰対策検討会」の第5回会合を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、内閣府防災担当の森久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回と同様に対面とオンライン併用の会議形式を取らせていただいております。オンライン参加の皆様は、ハウリング防止のため、ご発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、対面でご参加の皆様におかれましては、なるべくマイクを近づけてご発言いただきますようお願いいたします。

次に、本日の出欠状況につきまして事務局からご報告いたします。藤井敏嗣座長、伊藤哲朗委員、関谷直也委員は会場でのご参加です。小山真紀委員、竹内裕希子委員におかれましてはオンラインでのご参加です。また、オブザーバーとして、名簿に記載の関係省庁及び関係地方公共団体の方々にご参加いただいております。それでは、マスコミの方はここでご退室をお願いいたします。

本会議におきましては、不確実なことも多く議論されることから、非公開で行います。それでは、お手元に配付している資料を確認させていただきます。議事次第、配席図、委員名簿、資料1、非公表資料1と2、参考資料1と2がございます。資料が不足している場合は、議事の途中でもお気軽に事務局までお知らせください。それでは、以降の進行につきまして、藤井座長をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

○藤井座長：それでは、議事に入ります。まず、資料1について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（今村）：事務局でございます。資料1の前に、参考資料の1と2につきまして簡単にご紹介だけ差し上げたいと思います。

参考資料1につきましては、前回第4回会議の議事要旨になります。こちらは、内閣府のホームページでも公表しております。

参考資料2でございますが、こちらは気象庁で開催されております「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」の資料でございます。第1回会議が1月14日に開催され、その会議資料の抜粋を参考でご報告いただいております。内閣府において現在こちらで

検討いただいております検討会の考え方を基に、降灰の予測情報に関しまして具体的な情報の内容につきまして検討を開始していただいております。こちらを参考までにご紹介させていただきます。

それでは、資料1につきましてご説明をさせていただきます。「第4回検討会でいただいた主なご意見と対応案」でございます。

1 ページ目は、これまでの検討の経緯と今後の進め方、スケジュールでございます。今回は、前回いただきましたご意見と対応案、この後、広域降灰対策ガイドラインの素案をご議論いただきます。次回は令和7年3月4日を予定しておりますけれども、こちらでも同じようにガイドラインの内容につきまして取りまとめに向けてご検討いただきたいと思いますと思っております。

2 ページ目は、第4回検討会でいただいたご意見とそれに対する事務局の対応案になります。2 ページから3 ページまで15個のご意見概要を書かせていただいておりますが、そのうち1番から6番が火山灰の処理に関するものでございます。

1番、想定される処理が必要な火山灰量と処理可能な量に大きな差があるのではないかと、いうところで、基本的にはあらゆる手段を駆使して処理していくことになるけれども、地方公共団体が平時から具体的に準備や対策をイメージできるようにする必要があるということ。

2番、処分の手段の一つとしての埋立ての可能性のある場所については把握をしておいて、実際に処理が必要となった際にはそういった場所も利用を検討できるようにするのの一つの方法ではないかということ。

3番目、火山灰が堆積した場所において、各管理者等が具体的な処理の方法を理解できるように、仮置きの方法や処分等の手順を整理しておく必要があるのではないかとということ。

これらについての対応案としましては、既往のほかの災害ではありますけれども、除雪といった事例のほかに、災害協定等、ほかの災害のノウハウを活用して対応できるようにガイドラインに記載をしていきたいと思っております。また、埋立ての可能性のあるような場所を活用することも念頭に置くということについても記載をしていきたいと思っております。

次に、4番目、例えば4.9億 $\text{m}^3$ といった火山灰の処理をしないといけない量がありますけれども、こういったものはあくまで検討の一例であって、実際に噴火した際の処分量が今の段階ではもちろん分からないということから、資料で扱う数字は誤解を生まないように丁寧を示す必要がある。こちらにつきましても、あくまで検討のための一例であることが分かるようにガイドラインに記載をしていきたいと思っております。

5番目、火山灰の処理について多様な主体が関与するため、処理に当たってプロセスを整理していく必要があるということ。

6番目、緊急的に処理が必要となる火山灰の量を処理するために要する期間を整理することが望ましいということ。

5番、6番につきましては、後ほどこの後の資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

おります。

7番、8番、9番は、エリアの名称を前回ご議論いただきました。様々ご意見をいただきました中で、どういった考え方にするのがいいかというところにつきましても、この後、資料でご説明をさせていただきます。

10番は、学校、保育所、幼稚園等、事業所特有の対策を明記する必要があるということにつきましても、この後、ご説明させていただきたいと思います。

3ページに参りまして、11番、帰宅困難者等対策において、首都直下の一斉帰宅抑制の対応とは状況が異なることから、帰宅困難ではなくて移動困難というところをもう少し整理が必要ではないかというご意見につきまして、ガイドラインのほうで、首都直下地震の対策と同じように捉えられないように、移動が困難になること等を記載させていただく。一方で、遠方に帰らないといけない方のためには、一時滞在施設等、そういうことも考慮しないといけないということにつきまして、それぞれガイドラインに記載をしたいと考えております。

12番目につきましても、降灰を一度も測定したことがない自治体の職員等がマニュアルを一読するだけで対応できるような簡便な方法である必要があること。こちらについてもガイドラインのほうに記載をしていきたいと思っております。

13番目、病院・介護施設の平時の対応について、より具体的に記載したほうがいいのではないかということ。こちらにつきましては、この後、資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

14番目、15番目、降灰影響域外からの支援の在り方に触れるべきではないか、30センチ以上の地域の除灰の考え方を示す必要があるのではないかと、こういったところにつきましてはガイドラインに記載をしていきたいと考えております。

今回、個別の説明というよりも、ガイドラインに今後記載をしていきたい、という回答も幾つもありますので、少しここをご説明させていただきました。

それでは、後ほど資料でご説明をさせていただくと申し上げたところにつきまして、4ページ目からご説明をさせていただきます。

4ページ目、火山灰の処理につきまして、意思決定や処分手順のプロセスをしっかりお示ししたほうがいいのではないかとのご意見についてです。

前回まで、大量の火山灰の処理が必要な場合には、様々な手段を組み合わせる必要があるというところを議論いただきました。実際に、処分場や埋立て等で処分してもらう、また利用いただくに当たっては、どうしてもそれぞれ受入れの要件や法令に基づく手続や基準に従う必要がございます。そういった処理の際に、いろいろな処分的手段に応じて必要な手続等の概要を下にまとめました。

手段の1番として、再利用や資源化というところですが、こちらは利用の仕方に応じて必要な場合には対応することになります。

2番目は、土捨て場や残土処分場、最終処分場等というところですが、こちらはそ

それぞれ処分をする場所、受け入れていただく土地といたしますか、場所に応じて法令が変わってきますので、そういった法令のほかに、一方で、盛土規制法等の災害防止のための法令に基づく手続が必要となります。

3番目、埋立てですけれども、こちらは公有水面埋立法による免許の申請のほか、もし港湾で埋め立てる場合には、港湾計画に関する手続や環境アセスメントの手続が必要になります。

手段の4番目、緊急海洋投入処分につきましては、海洋汚染等防止法に基づく環境省への申請が必要になります。

手段5、農地内の処分としましては、農地の処分、例えば、農地を転用するかどうかといったような処分の方法等に応じて個別に検討が必要となります。

今簡単に申し上げましたが、実際には処分に向けてどういったプロセス、手続が必要かというところにつきまして、5ページ目、6ページ目、7ページ目で、各手続に応じて、ホームページで紹介をされているフローを少し集めさせていただきました。実際には処理に向けて、ご紹介したような手続を行う必要があるというところになります。

次に、8ページ目です。緊急的に処理が必要となる火山灰として処理するために要する期間を整理することが望ましいというご意見をいただいております。例えば、ダンプの台数や必要な期間を何かしら示せないかというところで事務局のほうで少し検討させていただきました。

まず、8ページでお示ししておりますものは、道路や鉄道など、まず優先的に処理が必要な火山灰の量、道路や鉄道に積もって処理が必要な火山灰の量が3,100万 $\text{m}^3$ と見積もられておりますけれども、こちらの運搬をまず単純計算でいきますとダンプ延べ約400万台分の火山灰となりますので、これらを運搬・除去する必要があるというところになります。

では、これはどれぐらいの期間がかかるかというところにつきまして検討いたしましたけれども、実際には、ダンプの台数だけではなくて、火山灰をダンプに積む際にはバックホウが必要だとか、もちろんそれに対して人員確保、ほかの資機材の確保も必要になり、また、仮置場や処分する場所までの距離といった仮定を置かないといけないものが幾つもございます。そのため、幾つか仮定を置いたとしても仮定に仮定を重ねることになりますので、何日や何か月というところを計算することは難しく、事務局としてはそこまでの数字をお示しできておりません。申し訳ありません。

その代わりに、9ページ目をご覧ください。参考となる事例が何かないかというところで探しました。こちらの元の資料は、前回までお示ししておりました大規模な埋立てや土砂の集積の例で、火山灰の処理とは異なります。土砂をそれだけ埋立てしたという事例でございます。

例えば、表の真ん中、羽田空港再拡張事業（D滑走路）ですけれども、うち盛土部の量が約2,800万 $\text{m}^3$ で、今回検討したい3,100万 $\text{m}^3$ と非常に近い量の土砂を移動、埋立てに使ったというところで報告書があります。これを埋め立てるのにかかった期間が約1年6か月でござ

ざいます。

10ページ目左側、中部国際空港（セントレア）の埋立ては、土の量でいうと5,200万 $\text{m}^3$ という量でございますけれども、こちらの護岸の造成や埋立ての造成工事にかかった期間が約2年半です。こちらが数千万 $\text{m}^3$ レベルの土を埋め立てるのにかかった期間であり、もちろん護岸の造成の工事や単純に埋め立てた以外の工事の期間も含まれます。また、災害復旧と違って通常工事ですので、災害の復旧のときはどういう体制でやるのか、全く同じに比べてはいけないかもしれませんが、これら数千万 $\text{m}^3$ の土の量を動かす、埋め立てるには、年単位での期間が実際にかかっているという事例がございます。

9ページに戻りまして、右側の関西国際空港の埋立ては、1期で約1億8,000万 $\text{m}^3$ 、2期で約2億5,000万 $\text{m}^3$ というところで、億単位の土の量を埋め立てております。こちらにかかった期間が3年2か月、6年3か月です。億というところになると、どうしてもさらに数年かかっております。

今回、火山灰の処理としての試算はなかなか難しいですが、こういった形で数千万 $\text{m}^3$ 規模の埋立ての事業では工期が年単位となるというところから、火山灰の処理にはやはりかなりの期間を要することを認識していただいて対応していく必要があるというところを、ほかの埋立ての事例から参考としてご紹介させていただきました。

次に11ページでございます。区分の名称というところです。前回まで「エリアの名称」という言い方をしておりましたが、「区分の名称」というタイトルとしております。

前回の検討会においては、住民の行動を表すほうがいいのか、行動は時間を経ると変化をするというところで名称は状況を表すほうがいいのか、また、簡潔に数字で表すほうがいいのかと、様々なご意見をいただきました。

様々なご意見を踏まえ、各区分をどうしてこのように設定しようと考えたかを改めて整理をして、ご提案をさせていただこうと考えております。

三つ目の丸ですけれども、この4つの区分は想定される被害の様相の区分として整理したものです。したがって、区分の名称もそれを踏まえたものとするのが適切だと考えております。

前回もご意見をいただきましたけれども、四つ目の丸ですが、今回のこういった区分の特徴としまして、火山灰は時間の経過とともに徐々に堆積をしていって状況が悪化する。一方で、除灰作業等が進むと状況が改善する場合もあるというところで、時々刻々と、昔でいうと「エリア」と呼んでいたもの、区域が変化をしていくというご指摘をいただいております。

前回の検討会までは、例えば生活継続エリア、生命危険エリアというような、「エリア」という表現を名称案でお示ししておりましたが、土砂災害警戒区域や、ほかの災害でも何とか区域、何とかエリアというものがあり、実際にそういった固定された地域区分を示すエリアと誤解される懸念があることから、少なくとも名称に「エリア」という表現は使用しないほうが良いのではないかと考えました。

そこで、今回、区分の名称につきましては、「エリア」という表現を使用せず「エリアの

名称」という言い方もやめさせていただいております。自治体などを含めたそれぞれ各主体が計画を策定したり、平時から対策をイメージしたりするための概念整理に活用していただくことを想定しまして、最初に申し上げました被害の様相を示すという観点から、状況や行動を直接説明するような表現はつけずに、数字などで簡潔に表現する案を提案させていただきたいと思っております。

下の表に、フェーズ、ステージ、第何段階という案を書かせていただきました。こういった名称はどういったものがかいいかを後ほどご意見としていただければ大変助かります。

また、火山灰の特徴としまして、最初に申し上げましたとおり、悪化をするほうではなくて改善をしていく、右のほうに戻っていくという場合もあるので、何らかの段階や局面を表すのに際して、一方通行ではなくて、戻るといいますか、改善をするということも含めて表現できると望ましいと考えております。

次に12ページ目でございます。住民の安全確保、事業者特有の対策というところで、学校や保育所、幼稚園等における対策についてももしっかり明記する必要があるとご指摘をいただきました。表で言いますと上から2行目、赤字のところを更新した場所になりますけれども、学校や保育所、幼稚園の児童の引き渡しといったところにつきましても、しっかりガイドラインに明記をするように、こちらの表にも入れております。

あわせて、病院や介護施設での平時からの対策の具体化ということにつきましても赤字で記載をしております。

資料1の説明は以上です。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。小山さん。

○小山委員：先ほどの「フェーズ」や「ステージ」のところですか。この手の言葉がいろいろなところで、レベル1、2、3とあって、どうしたらいいのかというのがなかなかきれいには思いつかないのですけれども、「フェーズ」や「ステージ」にしても、改善していくので戻っていくというイメージが何となくつかみにくいなという気がして、状況を表すような言葉で表したほうがいいのかという気もしました。

今、状況というか、被害の様相の区分なので、それこそ「様相1」、「様相2」ではないですけれども、こういう状況を表しているのですというニュアンスの言葉にするのがいいのかなと思いました。

○藤井座長：ありがとうございました。

状況を表す例がありますか。

○事務局（今村）：生活を継続するといったところでしょうか。例としてこの場ですぐに思いつくというところはなかなか難しいですけれども、状況を表す案としまして、例えば「生命危険」、「生活影響の生活可能」など、そういったところを過去の検討会で一度お示しをさせていただいたことはございます。

○藤井座長：小山さん、どうですか。今説明されたような、過去に議論したようなものは。

○小山委員：これは好みの問題かも分からないですけれども、私は数字よりもそっちのほうがいいような気がしました。

そうすると、後戻りというか、段階が下がっていくというのも割とすんなり受け入れられるような気がしております。

○藤井座長：分かりました。ほかにはいかがでしょうか。関谷さん。

○関谷委員：おおむねこの方向でよいと思いますけれども、2つ意見がございます。

まず、火山灰の処理については、これで言うとお普通にいけば数年単位でかかるということなので、ということは数年単位でこのステージも変化していくことを前提にして議論をするのか、そうではなくて、もっと早急に復旧をするということだったらどういうことが必要なのかということ少し議論したほうがいいのではないかなと思いました。

2点目は名称案ですが、私は「ステージ」でいいのではないかなと思います。というのは、最新ではコロナが、いろいろ名前が変わって私もよく分かっていないのですけれども、「レベル」と「ステージ」で全国的に議論されているようですので、人口に膾炙するとか、上がって行って下がるという意味では「ステージ」という言葉が使われていて、それについて大きな批判がないようですので、私は「ステージ」でもいいのではないかなと思います。「ステージ」の後に、「感染者の漸増」や「感染者の急増」と、いろいろな形で解説する言葉をつけているようですので、私はこれでもいいのではないかなと思いました。

もう一個、この件に関する意見で言いますと、気象庁の防災気象の検討会に出ているのですけれども、危険警報というのが議論になって決まったのですけれども、日本語の名称を当てはめるというのはすごく難しいと私は思っています。危険や注意というのものも、従前の注意報や警報というのとなぞらえるしかないというのが現状です。

私は思うのですけれども、南海トラフなどいろいろな情報に関しても、言葉に引きずられていろいろな課題が生じるという懸念があるので、それだったらいっそのこと、富士山の噴火に関しては誰も生きている人間が経験していないことなので、ステージ1（ワン）・2（ツー）・3（スリー）・4（フォー）、1（いち）・2（に）・3（さん）・4（よん）でもどっちでもいいと思うのですけれども、そっちのほうの言葉にして、そのときにどうするのかというのは出てこないと分からないというものだと思いますので、取りあえずこの名前につけ

るぐらいしか案はないのではないかなと私は思います。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

今の関谷さんの指摘に関係するのですが、「フェーズ」あるいは「ステージ」の名称をどの段階まで使うのですか。これは後、戻りの問題とも絡むのですが、例えば道路を除灰すれば元に戻れるのか、あるいは、そのときに住宅地は個人に任せられることになるので、その解消は随分かかりますよね。仮置きとして例えば道路の片側に置いておくところまでを適用するのか、あるいは、どこか処理場に運ぶまでの間の仮置場まで置くことを考えるのか、その辺りはどれを想定しているのですか。それによって考え方が変わるかもしれないと思うのです。

○事務局（今村）：事務局です。

まず、どうしてこれを分けようと思ったかというところですが、被害の様相から考えておりますので、現段階で、もちろん応急対策というところから考え始めたのですけれども、例えば、道路、鉄道、要はインフラ、ライフラインが、何をもって全く平常と言うかというところはもちろんあるかもしれませんが、平常に全て使えているという状況であれば、それは被害の様相として微量もしくはそれ未満、黄色いところよりもより改善した場所と言えらると思いますので、そういう意味だと宅地も含めて全ての火山灰が仮置きまで行かないと区分の名称が1より下には落ちないというところまで、年単位で使うというところまではあまり想定はしていなかったです。

○藤井座長：分かりました。

応急的な場面で使うということですよ。

○事務局（今村）：そちらをメインとして考えてはおります。

○藤井座長：そのことを念頭に置いてご議論いただきたいと思います。

竹内さん。

○竹内委員：ありがとうございます。

「フェーズ」、「ステージ」とあるのですけれども、噴火警戒レベルや、水害でも避難のレベルというのを使っていることを考えると、私は「レベル」のほうがいいのではないかなと少し思うところがあります。レベルも行き来はしているものなので、住民が使う言葉としては「レベル」というのがなじむのではないかなと思いました。「フェーズ」も同じような意味合いだとは思いますが、その点を一つ思ったところです。

もう一つは、住民の緊急的な対応の区分ということですが、火山灰の処理などが年

単位でかかってくることを考えると、今ここで議論されているのは住民の対応ですけれども、その裏側には行政の対応があって、それは今の区分とは少しずれるようなものではないかなと思いました。

道路が啓開された後、行政はそれを処理していく。住民としてはもう目の前には灰が大分なくなっているような状態ですけれども、行政としてはまだフェーズが3など、そういう段階である状態が出てくると思うので、その部分も今後整理が必要ではないかなと思いました。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

住民に対する対応と行政とで段階の名前が違う可能性があるということですよ。それはまた議論をするとして、伊藤さん、お願いします。

○伊藤委員：名称も、「フェーズ」、「ステージ」、「レベル」といろいろあると思うのですが、まず4、3、2、1というのが一体何を示しているのかということ、これを聞かれた国民の方が分かるようにする必要があるわけです。4つに区分にするのならしてもいいのですけれども、それはどういうことを行動として期待されているものなのだということが、これを見られた方が、2だから何をしなくてはいけないのだから、4だから何をしなくてはいけないのだからといったことが分かるようにする必要があると思うのです。

もちろん4から状況が変わって3に落ちていく、2に落ちていくということはあるのですが、そうなる则一段落だということになるわけで、先ほどのインフルエンザの話もそうですが、こういうレベルだと、例えばあなた方は外出を控えてください、集会をやめてくださいというのがありますけれども、ここまで来たらこれはいいですよ、みたいな形で行動が変わりますよね。

一番大事なのは、レベルを言うということは住民に対しての呼びかけのためでしょうから、住民が何をすればいいのかということが分かるようにする必要があるわけで、それはセットでないと名前をつけられないのではないかなと思います。ですから、そのセットをきちんとつくってから1、2、3、4というものがあるのではないかなと思います。もちろん段階が数字でもあり得ると思うけれども、これを聞いた人が何のことか分からないというのは駄目なので、そこはセットでお示ししていただく必要があるのではないかなと思います。

○藤井座長：ありがとうございました。

この議論はもともと被害の様相というところから始まっているので、行動とどう結びつけるかというところはこれまでも幾つか議論がありましたけれども、この被害の様相があると何をしたらいいかということがきちんと整理される必要があると思いますが、一応対応はあるのですよね。五十嵐さん。

○事務局（五十嵐）：事務局の五十嵐です。

まず、行動や状況はどういうものなのかというのをきちんとお知らせするという点では、11ページの資料ですと、紙面の都合上、降灰厚しか下を書いておりませんが、これまでの検討会の中で様相ということで4つに分けたときに、そのときの様相やそのときの対応を皆様にお示しして議論いただいておりますので、最終的にはそこをしっかりとご説明して、例えばステージ4のときはこういう状況でこういう行動が必要とか、ステージ3のときはこうとか、周知広報の段階では状況の詳しいこと、どうすればいいのかが分かるような形できちっとお示ししていくということは、素材はある程度そろっていると思いますので、そこを注意して、名称が決まった後の周知広報をしていく必要があるのだろうと思っております。

もう一つ、先ほど「レベル」という言葉が出ていきましたのですけれども、我々も「レベル」というのも一時候補には考えていたのですけれども、噴火警戒レベルというものが別途ありまして、そちらが富士山の場合ですと富士山周辺の市町村に対して噴火警報を出す際に使われるレベルがあって、それは1から5まであって、広域降灰が懸念されるような噴火の場合は、恐らく山梨や静岡の辺りには噴火警戒レベル5が出ていると思います。なので、富士山の周辺に対してはレベルが5で、広域降灰に対して、例えば同じ「レベル」という言葉をつけた場合に、1、2、3、4というものが混在すると少し混乱するのかなという懸念もあるので、「レベル」とは違う言葉がいいのではないかと思って、「レベル」という言葉は1回外して、ほかの言葉で考えて、今回のご提案にさせていただいたというところがあります。

取りあえず、いただいたご意見に対して事務局で考えたところは以上になります。

○藤井座長：そうすると、この後で議論になるかと思いますが、ガイドラインのところではこの名称と行動との対応関係が書かれているのでしょうか。

○事務局（五十嵐）：そうですね。後ほどお示しいたしますガイドラインの素案の中には、まだテーマごとに分かれておりますけれども、それぞれのステージ、あるいはフェーズなのか、段階なのかはありますけれども、それぞれの観点での解説を載せております。

○藤井座長：そうすると、名称を今ここで固めてしまう必要はないですか。1つに絞りたいのですか。

○事務局（五十嵐）：はい。事務局としてはできれば1つに絞りたいと思っておりますけれども、あと1回、3月にありますので、今回がマストというわけではないのですけれども、少なくとも日本語というよりは1、2、3、4という番号というところぐらいまでは、おおむね委員の皆様の共通認識をいただけたらと思っております。

○藤井座長：分かりました。事務局の考えはそういうことです。

関谷委員。

○関谷委員：竹内先生のお話を聞いていて少し思ったのですけれども、この4段階のものは緊急時のものである、復旧・復興期のものとしてはまた別に考えると明確にはっきり言ったほうがいいのではないかなと思いました。

福島原発事故が一番近いと思うのですけれども、放射線量や除染の基準に基づいて区域で区切って、区域再編ということをしていて、緊急時避難準備区域や帰還困難区域というのは段階ごとで分けて縮小しているというやり方を取っていきまして、除灰も同じではないかなと思っていて、ある程度復旧が進んだところをだんだんとエリアを狭めていくという感じになると思います。

議論している中で、過去だと有珠山で「カテゴリー」という言い方も使っていますし、「フェーズ」や「ステージ」というのはあくまで緊急時の被害の様相と住民の取るべき行動を示すものであって、長期的なものを見るものではないとはっきり言ってあげたほうが後々混乱を及ぼさないのではないかなと思いました。

今、五十嵐さんがおっしゃった数字で示すというのに私は賛成です。先ほどの繰り返しになりますけれども、はっきりとした社会状況は起こってみないと分からないので、あくまで程度を示すというぐらいしか言えないのではないかなと思います。

○藤井座長：ありがとうございました。

ここで考えるのはあくまでも応急的なのというか、緊急時にこういう名称の使い方は限る、それから後のことは復旧段階で考えればいいと思いますが、その上でこの名称をどうするかというのをご議論いただきたいのですが、今のところ、伊藤さんはどれでもいい、行動と結びつけばいいということでしたが、行動に関してはガイドラインのほうで書かれるということで、後ほど議論をしていただきますので、取りあえず対応関係はつけるとして、名称としてここに書いたような数字で表すか、先ほど小山さんが言っていたようなもっと別の形にするのか、あるいは、数字で表すとしたらこの3つの候補のうちのどれにするかということでご議論いただけたらと思います。

小山さんからチャットに「関谷さんに賛成」と入っているのは、先ほど関谷さんから言われたナンバリングでいいということよろしいですか。

○小山委員：それでいいと思います。

それで、言葉を統一したほうがいいのではないかというのは、「フェーズ」、「ステージ」、「レベル」というのが、いろいろなところでいろいろな言い方が混在すると、住民的にどうか、使う側からすると非常に煩雑なので、この手の情報は「レベル」で統一するとか、「ス

テージ」で統一するとか、そういう形に情報の出し方そのものを集約したほうがいいのではないかなというのが1つ。

あと、先ほどの話で、噴火警戒レベルの話があって混乱するというのは確かにそのとおりなので、同時に出る可能性が高い情報があるのであれば、そこの差別化ということで、言い方を先ほどの「ステージ」にするみたいなのはいいのではないかなと思いました。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

「レベル」というのは、先ほど五十嵐さんから言われたように、噴火警戒レベルというのがいろいろなところに周知されていますので、「レベル」という言い方はやめたほうがいいと思いますので、ここにあるような「フェーズ」か「ステージ」か「段階」ということになりますが、今のところ「ステージ」でいいですかね。「ステージ」に反対という方はいらっしやいますか。よろしいですか。

もう一回、次の回で蒸し返すことがあるかもしれませんが、取りあえず、ステージ1、2、3、4という名称にしようと思います。

ほかに資料1についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

なければ、先ほどの行動との対応も含めて書かれているガイドラインの素案について、非公表資料1と2について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（今村）：事務局でございます。

お手元の非公表資料1という左側に2か所ホチキス留めをしております資料をご覧ください。なお、右肩に「非公表資料」と書かせていただいておりますとおり、こちらは最終取りまとめに向けてのガイドラインの現時点の素案となっており、外向けに公表していない資料でございますので、取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

1ページおめくりいただきまして、目次になります。こちらで全体の構成をご説明させていただきます。

前回第4回の会議の途中でも、さわりについてはご説明させていただきましたが、全体の構成としまして、まず前提の整理をさせていただいた後に、第Ⅱ章としまして「広域降灰が発生した場合に急急に実施する対策の基本方針」というものを書かせていただく。その後、第Ⅲ章において、分野ごと、対応ごとの「具体的な降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項」というものをそれぞれ個別に記載をしていく。最後に、こちらは継続的にずっと実施をしていく事項につきまして簡単に書かせていただきまして、最後に巻末資料としまして、今回議論いただいております検討会の検討状況やこれまでの会議でご紹介をさせていただきました、各地での降灰対策の参考の事例、そういったものを事例集といたしますか、パワーポイント形式で参考資料としてつけさせていただきたいというところが現在事務局で考えております構成でございます。

中身につきまして全部で63ページございます。会議の時間の都合上、限りがございますの

で、内容をかいつまんでご説明させていただきます。

1 ページ目は、「はじめに」というところで、本ガイドラインの内容でございます。一つ目の丸、二つ目の丸で、5年前のワーキングからこれまでの経緯を書かせていただいております。三つ目の丸で、今回のガイドラインが首都圏等の火山からの遠隔地域を対象としてまとめ、火山周辺の火山災害警戒地域、火山防災協議会での議論にも活用いただけるということを記載しております。

四つ目の丸ですけれども、こちらで本ガイドラインの構成として、先ほど申し上げた前提の整理、基本方針、具体的な対策を検討するに当たっての考え方や留意事項という構成にしている。また、テーマごとに対策を整理したということについて書かせていただいております。

その次、下から2番目ですけれども、今回の想定はあくまで検討のための一例で、将来の噴火を予測したものではないということ。実際の噴火時には、噴火の規模、風向き、継続時間等を含めて降灰の状況は変わるということについても最初に明記しておきたいと考えております。

最後の丸ですけれども、本ガイドラインについては現時点の検討成果をまとめさせていただいたもので、今後も、具体的に地域における対策の検討の進捗やその他の課題の検討の進捗、また新しい知見が出てきたものに応じて適宜改訂といたしますか、さらなる充実化を図っていきたいと考えているところを「はじめに」に記載をさせていただきます。

2 ページ目に、途中の検討のご説明について図として載せております。

3 ページ目、4 ページ目が降灰分布の想定というところで、これまでモデルケースとして、令和2年4月の広域降灰のワーキングで示されたケース2の分布につきまして改めて掲載をしているところになります。

5 ページ目からが被害の様相です。まず5ページ目で、こちら4年前のワーキングで示された主な被害の一覧、インフラやライフラインを中心に抜粋しておりますけれども、そちらの被害の一覧について示させていただきます。6 ページ目から被害の様相ごとに4つのパターンを設定し、それぞれのパターンの状況を記載しております。この辺りで、先ほど議論いただいた区分の名称が決まりましたら、しっかり関連づけてご説明できるようにしていきたいと考えております。

個別の内容が7ページ目、8ページ目で、前回までにお示ししたものをつけさせていただきます。

次に9ページ目です。こちらは降灰（火山灰）の特徴につきまして整理をしたもので、火山灰は徐々に積もるようなものなので、地震や洪水等のほかの災害に比べて緊急的な命の危険性は低いということです。一方で、除去をしない限り雪のように解けてなくなる。そういった前提についてお示しをしております。

10ページ目は、首都圏の人口規模等というところで、東京や神奈川で人口が2,000万人以上いる中で、指定避難所で見ても900万人台ということから、まず一気に避難所に避難してもらうということは現実ではないという前提のご紹介です。

11ページ目が、「予測の不確実性」と題しまして、噴火前の段階で具体的に噴火の予測をするのは非常に困難であり、風向・風速等によって降灰の影響の範囲も大きく変化するという前提の内容についてご説明をさせていただいております。

12ページ目が、試算や想定というところで、こちらは降灰除去による道路状況の想定。4年前のワーキングで既にお示ししているものや電力関係の試算を、被害の様相を分けるときにご議論いただきました。

また、火山灰の処理の想定に当たって、処分が必要とされる火山灰の量につきましても13ページ目にお示しをしております。

ここまでの、例えば被害の様相、位置づけというような前提の整理という第Ⅰ章でございます。

14ページ目からが第Ⅱ章で、「広域降灰が発生した場合に応急的に実施する対策の基本方針」としまして、分野ごとに対応方針、基本方針を整理したものでございます。ここから5ページほど続きます。

まず住民の安全確保につきまして、一つ目の丸の最後、前提を踏まえれば、広域降灰に対する住民の行動はできる限り降灰域内にとどまって、自宅等で生活を継続（維持）することを基本とするというのが現実的と考えられる。

次の丸ですけれども、しかしながら、状況によっては直ちに命の危険がある場合も想定されますので、そういった場合には避難の行動を取る必要がある。国や自治体においては、行動判断の根拠となる降灰の実測について適時に共有し住民等に周知する必要がある。そういったことについて基本方針を記載しております。

もう一つ、次の丸ですけれども、降灰域内にとどまって生活を継続するためには、住民においては、日頃からの十分な備蓄等、自助による対応が求められる。公的な対応としては、輸送手段やライフライン等の維持が優先事項となるという、過去の検討会の資料の内容を文字に起こさせていただいております。

その下に、取るべき行動や被害の様相を表にまとめたもの。こういったものをこれまでの検討会でも使わせていただきましたけれども、分かりやすい表でありますので使っていきたいと考えております。

15ページに移りまして、2つめのポツ、広域降灰の予測・状況把握、情報の発信・周知啓発というところです。こちらにつきましては、降灰時、国、自治体、事業者、住民が整合的に対応するためには、適時に降灰の状況を把握・共有することが極めて有効である。

次の丸ですけれども、予測の不確実性に留意しつつ、特に避難等に時間を要する場合には、実測のみならず予測も活用することで早めの対応が可能になるというところで、国や自治体においては、降灰厚に関する情報を関係機関で共有するとともに住民等に周知する体制を構築すること。

最後の丸ですけれども、整合的に対応するには、降灰の状況に応じた適時の情報発信も不可欠であるということについて記載をしております。

その下、3つ目のポツ、輸送・移動手段、物資供給、ライフラインというところです。こちらには、自宅等で生活を継続するためには、備蓄はもちろんされているという前提ではありますけれども、ライフラインが一定程度維持されていれば生活継続が可能となるというところで、ライフラインの復旧・維持を優先事項として、輸送・移動手段及び物資供給の対応に当たることが妥当でしょう。備蓄だけでは生活継続が困難になる地域には、物資の供給のための対応が必要だということにつきましてまとめております。

16ページに入ったところで、またこちらも表形式でまとめております。エリア区分の名称は古いものを現時点では載せておりますけれども、こういった形で取るべき対応と区分の名称につきましてもガイドラインの中で整理をさせていただければと思っております。

17ページ目に参りまして、火山灰の処理というところです。降灰時には火山灰が堆積した場所に応じてそれぞれの管理者が処分を行うことになる。まずは道路や鉄道等の生活を維持するために優先的に除灰を行う必要がある。そういう場所から優先的にとといいますか、緊急的に除灰をする必要があるということ。

二つ目の丸は、仮置きのお話を書いております。仮置きする必要があるって、仮置場の確保が課題となりますので、事前から候補地の選定をやっておきましょうということ。

次の丸ですけれども、最終的な火山灰の処理については、再利用・資源化、ほか様々な手段で処理をしていきたいと思いますところにつきまして書いております。

こういった内容から、18ページ目、19ページ目が基本方針の中を全てまとめたものでございます。19ページ目には前回お示しさせていただきました対応の流れを載せております。19ページ目の内容を文章にしたところが18ページ目でございます。

平時、そして噴火・降灰前といいますか、火山活動活発化の段階でこういったことをしたほうが良いという内容。ここに最終的には区分の名称を入れていきたいと思っております。②の3センチ以上30センチ未満で被害が比較的小さい段階ではこういうことをやりましょう、被害が比較的大きくなってきたところではこういうこと、30センチ以上または降灰後土石流の危険のある地域では、建物の倒壊のおそれがあるので堅牢な建物への退避や域外への避難を呼びかけるとともに、救助・避難ルートを確保する。こういったことを基本方針としてまとめていきたいと考えております。

ここまでが第Ⅱ章になります。長くなりますけれども、続けてご説明をさせていただきます。

第Ⅲ章は、「具体的な降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項」で、これまでご議論いただいた7つのテーマごとにそれぞれやることを書いていきたいと考えております。

一方、なかなか分量も大きくなりますので、20ページ目でいいますと真ん中辺りに四角で囲って黄色い色をつけておりますけれども、こういった形で、誰々が何々をする必要があるとか何々を検討するといったことを概要的にまとめた上で、それに至った考え方とか、検討に当たって、また対策をやるに当たっての留意事項を補足的に書いていくという形でやっ

ていきたいと思っております。

21ページ目に行きまして、こちらは住民の安全確保の考え方のところですが、まだ「エリア」と書いておりますけれども、それぞれ区分に応じてどういった対応を取るかを下の【STEP】というところでも詳細に書いております。

1つ、先ほどのページでもありましたけれども、ここでご説明させていただきたいのが、古い名称ですが、「降灰から命を守るエリア」という赤色のところで、黄色の中に赤字で上書きのような形で書かせていただいているところがございます。30センチ以上もしくは土石流のエリアというところですが、もともとこの四角の下は「原則避難」という文字を書いておりました。降灰からの避難等をどのようにしたらいいか、どういった行動を取ったらいいかということを中心にこの1行で記載しております。最初から「原則避難」という4文字で端的に記載をした場合に、一般の方がどうイメージされるかということを変更して考えてみたところ、「避難」という言葉は、もちろん言葉の定義としては例えば屋内での2階への避難というものも含めて避難行動ではあるのですが、一般の方は、避難所への避難やエリアの外に避難をするという屋外に出る行動をイメージされるのではないかと、少し懸念として考えられました。

一方で、赤色のところの下側の【STEP】というところに実際にどういう行動を取ってほしいかということを書いてありますが、噴火直後、特に赤色の30センチ以上に至るようなエリアのことを考えますと、噴火直後は火山灰から身を守るためにまずは自宅や堅牢な建物に退避をいただく。特に視界が低下して屋外の移動が困難ということが考えられます。

その後、木造家屋等、倒壊のおそれがある場合には堅牢な建物へ避難いただくというところで、その後、降灰の状況を踏まえて、要は灰の中、真っ暗の中、外で行動をするというのは、直ちに死ぬということはないけれども、前が見えない状況で立ち往生や、行動に危険が伴うので、降灰状況を踏まえて、その後に降灰の影響が少ない地域やライフラインが復旧している地域へ避難というのが、ここに【STEP】と書いていますけれども、行動の順序ではないかと考えております。

これを考えますと、まずやってほしいこととしては、自宅や近隣の堅牢な建物に退避いただいて、状況に応じて降灰域外への避難というところが順序ではないかと。ここの端的な文言だけを見られた場合に、取るべき行動を理解いただくにはこういった記載がいいのではないかと、事務局のほうで考えて修正をしております。ここの説明にお時間をいただきました。そういった形で修正を提案させていただきたいと考えております。

22ページ目は、先ほどの取るべき行動の流れではありますが、さらに降灰厚の実測値を基本としながら、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。気象庁の降灰の予測情報の検討が始まっているということもご紹介させていただきましたが、実測と見込みを加味して行動を判断いただければというところを記載しております。

23ページ目は、今までは緊急時といいますか発災時の対応の話でしたけれども、降灰を想定した平時からの準備というところで、平時から備蓄をしっかりと行いましょう、備蓄に対し

ては、ほかの災害と同様の準備を基本としつつ、マスク、ゴーグル等、降灰対策用品の確保も追加で実施することができれば望ましいというところで考えています。

内容については、そういった追加のものを除けば、基本的にほかの災害と同様の準備で問題ないと考えておりますけれども、首都直下地震対策でも最低3日、推奨が1週間となっていますけれども、そういった形で推奨されている1週間分、また、噴火の長期化等の可能性もありますので、可能であればそれ以上の備蓄を準備いただくことが望ましいのではないかと考えております。特に、要配慮者や要配慮者施設利用者がとどまる場合には、物資・燃料を多めに備蓄しておくというのが必要であると考えております。

24ページは、事業所特有の対策で、先ほど資料1でも修正案を示させていただきましたけれども、企業等においては各事業所等にBCP計画を策定いただきつつ、平時からそういった対策、準備を行っていただく必要があると考えております。

24ページ目の下、(5) 移動困難時の対策ですけれども、こちらは帰宅困難等対策というところを前回まで考えておりましたが、「帰宅困難」という言い方を改めました。一方で、自力で帰宅することが困難な方々が発生する可能性があることは変わらない。交通機関が止まるという意味でそこは変わりませんので、一時滞在の施設の確保については検討いただく必要があるかなと考えております。

(6) は、実際に避難する場合ですけれども、避難が本当に必要になった場合には、受入れ先に関しても協定締結や、場合によっては広域避難の調整について平時から実施が必要だという内容です。

(7) としまして、もし避難所として学校施設を使う場合につきまして、教育の影響についても記載をしております。

ここまでが住民の安全確保というところになります。

次に、26ページ目からがテーマ2でご議論いただきました広域降灰の予測・状況把握についてです。

こちらは、これまでのご議論いただいた中でトリガーとなる情報や見通しを伝える情報が必要ではないかということで、そのような情報を提供する必要があるという内容を記載しております。

1) でさらに併せて取るべき行動等についても周知をするというところで、判断基準の案や、情報で伝えるべき事項、取るべき行動が何かなどについて、これまで整理したスライドを活用してご紹介をしております。

28、29ページは広域降灰の見通しを伝える情報で、降灰の堆積厚の閾値を示しております。最終的には被害の様相で区分しておりますけれども、その区分に活用した降灰厚、堆積厚の30センチ以上、3センチ以上、微量以上を閾値として発表するのがいいのではないかと内容です。

また、29ページは、取るべき行動等、地域の状況に応じた対応を行いましょうという内容になります。

30、31ページは、降灰の状況把握で、防災対応の判断として、地方公共団体においても降灰の状況を把握する必要があるだろう、もちろん国としても広域的な支援等が必要になってきますので、把握する必要がありますので、下側の四角ですけれども、国及び地方公共団体が協力して降灰厚を測定していきましょと。さらに言うと、集約をしていきたいと考えておりますけれども、特に簡便性、速報性の観点を踏まえて対応してきたいという内容について記載をしております。

32から33ページが情報の発信・周知啓発で、まず情報発信を適切にやっていきましょとという内容です。適切にというのは、適切なタイミング、適切な内容で住民に呼びかけを行っていきましょとということ、また、様々な手段を活用して住民等に確実に情報を届けられる体制を取っていきましょとということです。

34ページは、住民等への平時から周知啓発が重要であるということで、特に備蓄についてです。身を守る対策のほか、備蓄について普及啓発、周知啓発をしましょとという内容です。そのほか、外国人に対しての周知啓発、情報提供もやっていきましょとということを参考として記載をしております。

35ページは、輸送・移動手段です。輸送・移動手段は、道路、鉄道、航空、船舶、様々ありますけれども、まず共通の考え方として、生活の継続のための物資輸送やライフラインの復旧、また、そういったためにルートの確保が重要であること。実際には分野ごとに対策が必要であるというところで、対策をそれぞれの手段別にまとめております。

36ページ目から、まず道路について書いております。こういう場合には道路啓開作業を迅速に行いましょとということ。実際には、優先度の高い拠点やその拠点へのアクセスルートを検討して、そこを優先的にやる必要がありますので、各地域の実情に応じて、そういった拠点、その先にはルートですが、検討していく必要があるということ。

平時から人員や資機材の確保、また災害時協定の締結や定期的な訓練を実施していく必要があるということにつきまして、ざっくりと説明いたしましたが、36ページ目から38ページ目にかけて記載をしております。

39ページ目から40ページ目が鉄道についてです。鉄道も同様ですが、早期の運転の再開に向けての除灰作業を行う。平時から資機材や降灰対策用品を準備・備蓄をしておくこと。

さらには、鉄道の運行等の安全基準の設定や、先ほど移動困難というお話もさせていただきましたけれども、復旧見込みの広報等、そういったところについても適宜行っていく必要があると考えております。

40ページ目、航空についても同じように、除灰をする、平時から資機材等の備蓄、復旧の広報というところを記載をしております。

41ページ目、船舶につきましても基本的には同じような内容でございます。降灰の状況に応じた運航判断。また、ここは港湾の係留施設や荷さばきの施設の除灰も必要であると記載をさせていただいております。

42ページ目の下のほうです。バスやタクシーによる輸送や移動。平時からバスやタクシー

事業者と協定を結んで、いざというときの協力体制を強化しておく必要があるということについて記載をしております。

43ページ目、ここは降灰特有かなというところではあるのですが、実際には徒歩による移動は不可能ではなく、そういった移動手段が取れるということを記載しております。一方で、視界低下とか、地面が滑りやすいために、ゴーグルだとか、そういった安全に配慮していくことが望ましいことなど、徒歩という手段についてもご意見を踏まえて記載をいたしました。

5番の物資供給は、基本的にほかの災害の考え方と類似の内容で記載をしております。物資供給の考え方、45ページ目では物資輸送拠点の考え方、46ページ目ではその拠点の選定の考え方を記載しております。

47ページ目で、優先して供給する物資について、プッシュ型支援を含めて優先的に供給する物資がほかの災害でもありますけれども、避難所への避難ではなくて自宅等で生活を継続ということから、例えば毛布などの必要性はそこまで高くないのではないかという、降灰の状況を踏まえた優先すべきものという形で整理をしております。

48ページ目、ここからがライフラインです。下のほうに考え方を記載しております。降灰の影響を最小限にとどめるために、事業者はそれぞれ必要な措置を取って迅速な復旧に努めてほしいということで、49ページ目に分野ごとに必要となる対応を整理しております。

50ページ目は、それに対して平時からの対応というところで、例えば自治体としてもライフライン事業者との連携を強化して、いざというときの連絡手段や被害状況の収集方法を確認しておく必要がある。また、事業者でも平時からの対策を取る必要があるということに記載をしております。

51ページ目、7番目、火山灰の処理。こちらは、降灰時には、自治体や施設管理者等は、降った場所に依拠してそれぞれの方々が処分を行う必要がある。各部局が連携をして収集や処分が行えるように、役割分担等を検討しておく必要があるというところではあります。

51ページ目の下、様々な手段で処分を行うこと、最終処分場についても記載をさせていただいております。最終処分場は平時から使われているものというところを、目的を含めて解説を少し入れております。

53ページ目からが仮置場の候補地の選定方法です。まず、火山灰の量を推計して、どういった場所が望ましいか、選定の流れの例について、53、54ページでご説明をしております。

55ページ目、火山灰の処分方法というところで、先ほどから申し上げておりますとおり、様々な処理手段を用いて行う必要がある。それぞれの処分手段について簡単に解説をさせていただいております。それが55から57ページです。

58ページ目、作業員の健康管理というところで、健康についても留意する必要があるというところについてご紹介させていただいております。

59ページ目、火山灰の処理に当たっての活用可能な支援措置。前回の会議で様々な事業をご紹介させていただきましたけれども、そういったものについて簡単に紹介をしております。

す。

60ページ目で、継続的に取り組むべき事項として、新技術の活用、住民への普及啓発、周知啓発、また、人材育成といったことを推進していくということについて簡単に記載をしております。

巻末資料はまた別途準備をしまして、次回の会議でお示しをしたいと考えております。ここまでが本文の内容です。

あわせて、説明が長くなっておりますけれども、非公表資料2です。ここまでがガイドラインとして地方の皆さんに検討いただきたいこと、取組を始めていただきたいことについて整理をしております。一方、引き続き課題が残っていたり、今後、取組・対応を検討していったりすべき事項につきまして箇条書きでまとめております。

こちらは箇条書きですので読み上げますけれども、降灰の特徴や降灰時に取るべき行動など、住民への普及啓発の取組をやっていく必要があるということ。

降灰の状況把握へのSNSの活用等、新技術の活用に取り組んでいく必要がある。

例えば、ジオガイド等からの情報収集を含め、人材育成推進の取組をしていく必要があること。

避難等の判断を行うに当たっては、国や地方公共団体との連携や情報発信を検討していく必要があること。

降灰の累積量、積もっている量の実測と予測降灰量を組み合わせた情報提供を中長期的には検討していく必要があること。

広域避難が必要となった場合の受入れ先の調整や、降灰域外からの支援等の広域的な連携についても検討していく必要があること。

輸送・移動手段を確保すべき具体的な体育館や施設といった拠点、また、国道何号とか、拠点を結ぶルート等も検討していく必要があること。

火山灰の処理に当たっては、仮置場や処分場所を確保できるよう、引き続き検討していく必要があることにつきまして、中長期的に取り組むべき、対応していくべき事項としてピックアップをしております。

次回に向けても引き続き精査をしていきたいと思いますが、現時点のガイドラインの素案としてまとめさせていただきました。

少し説明が長くなりましたけれども、以上です。

○藤井座長：ありがとうございました。

それでは、非公表資料1、2のガイドライン素案の内容について、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。関谷さん。

○関谷委員：4点あります。

まず1つ目ですけれども、「降灰から命を守るエリア」に対して、「原則避難」という名称

が「自宅や近隣の堅牢な建物に退避」となっていますけれども、これだと避難をせずにそのまま自宅での生活をするということについては変わらないということになっています。これに関して、必ずしも30センチ以上ですぐに危険になるということではないと思うのですが、30センチ以上の降灰があったときに、雨が降った場合には土石流や内水氾濫や、そもそも下水処理ができなくなるので、私は火山灰による直接の避難だけのことを考えるのではなくて、そもそもそこにずっととどまり続けることが簡単にできるのだろうかというのはかなり疑問に思っておりまして、ここの表現については少し考える必要があると思います。それが1点目です。

2点目ですけれども、30ページ目でJVDNによる活用ということになっていますけれども、これは前から私は個人的に思っているのですが、JVDNはあくまで研究用のシステムであって、そもそも研究者以外の地方行政職員などが入力することを想定してつくられていないと思いますので、これについては、この表現ではなくて、もしも地方公務員が入力できるような状態になればJVDNが活用可能だと思いますけれども、現状では活用可能な状態にはないと思いますので、この辺りの表現は変えていただいたほうがいいのではないかなと思います。

53ページ目と、次の資料の「中長期的に取り組むべき事項について」ですけれども、この辺りについては、省庁の役割分担、地方と国との役割分担というのを、主語を明確にさせていただいたほうが良いと思います。例えば、火山灰の仮置き候補地の選定であるとか、その後どのように対応するというのも、都道府県単位でやることはできないと思いますし、それぞれの都道府県で方針を立てても民間事業者は都道府県をまたがって活動しますので、基本的に全国的というか、全体としての方針が決まらないと混乱を及ぼすと思います。

火山灰の処分についても、用地選定をどこがやるのか、これを所管するのはどの省庁であるのか、そういったこともあらかじめ決めておかないと混乱を及ぼすと思いますので、特に処理のところですが、役割分担等はあらかじめ決定しておく必要があるのだろうと思います。

以上、4点と言いましたが、3点になります。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

事務局、ありますか。

○事務局（今村）：ご意見ありがとうございます。

まず、「原則避難」のほうがよいのではという、21ページ目の資料へのご意見、ありがとうございます。今、ご指摘をいただきましたように、例えば土石流だとか、他災害といいですか、住んでいる人からしたら自分の命の危険があるかどうかというところだと思うのですが、そういうところも含めてもちろん実際には対応を検討する必要があるというは考えております。一方で、降灰直後、灰が降っている中での行動も非常に危険だという

ところで、どのようにこの一言を表現していくかというところは今回修正提案をさせていただき、事務局でも今検討しているところで、非常に悩ましいと思っております。ご意見ありがとうございます。

2つ目が降灰の状況把握のところですが、実際にどういうやり方がいいかという、今の書きぶりではJVDNを活用する案を候補としてというところではありますけれども、最後のやり方の部分については、実際に調査を行う関係機関や地方公共団体の意見も踏まえて、やりやすい方法といたしますか、どうあるべきかということは、決めていきたいと考えております。ありがとうございます。

3つ目が、特に火山灰の処理を含めて主語を明確にというところですが、特に第Ⅲ章全体を通しまして、具体的な対策の検討を進めるに当たっての考え方というところではありますけれども、おっしゃっていただいたとおり、53ページに限らずかもしれませんが、誰が何をやるというところを、主語が複数の方にまたがる部分もあるかと思っておりますけれども、明確にできるところはしっかり整理をしていきたいと考えております。

○藤井座長：小山さん、どうぞ

○小山委員 小山です。

今の誰が何をやるのかというところはとても大事で、結構多くのことが自分の部局だけとか自分の組織だけで完結しないことが多いと思うのです。その場合に、これを見たときにどう思うかという、これは私がやることではないなと思ってしまうことが多いのではないかと。そうすると、せっかく対策を進めるために書いているにもかかわらず対策につながらないというところになってくると思っていますので、誰が何をやるのかというところを、あまりざっくり過ぎない形というか、連携が必須であるということがかなり意識されるような書きぶりにしていただいたほうがいいのかと思います。

あと、普及啓発というところを書いていたのですが、人材育成みたいなところは関わってこないのだろうかと考えます。あと、これは広域降灰という形で完結して書かれているのですが、先ほど雨の話もあったように、ほかの災害でもいろいろなガイドラインなり、施策がなされていて、そことの連携みたいなところもあると思うのです。そういったところの横断的な関係が分かるようにしておくとか、こういうことについてはこういうところも参照しながら考えてほしいとか、そういったインデックスを入れていくといいのではないかなと思いました。

あと、備えの部分というか、一応対策ごとに事前に何をやっておくみたいところは書いてあるのですが、自分のところではどういう状況が起きるかというのを考えた上で何をしないといけないか、こういうことを準備しておくというのは項目別には書いてあるのですが、そこには出てこないことがたくさんあると思うのです。それを自分の状況でも考えておくことが大事みたいなことを入れておいたほうがいいのかと思います。

いました。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

○事務局（今村）：事務局です。ご意見ありがとうございます。

特に、誰が何をという主語が重要というところをご指摘ありがとうございます。全てのを100%で網羅的に書けるかというのと、もしかしたら難しい部分もあるかもしれません。一方で、1つのものだけではなくて、実際にはご指摘いただきましたように、いろいろな主体が連携、協力してやっていかないといけない。まさにこういう大規模災害というところはそういうところが非常に大きいと思いますので、1つだけに限定して書けるかというところと難しいところはあるかもしれませんが、できる限り書けるようにしていきたいと思っております。

あとは、他災害の対策との連携、横断的な内容というところは、共通でできるようなところは、すぐに思いついたのは例えば備蓄ですけれども、そういった内容はほかの災害対策も横目に見ながら、共通でできること、横断的な内容について、書ける部分はしっかり書いていきたいと思っております。

また、自分の状況をしっかり想像いただくというのは、低頻度であり、経験したことの少ない災害では難しいかもしれませんが、取るべき対策と併せて、被害の様相がどのようになるかということについても普及啓発ができるようにということかなと理解をいたしました。ありがとうございます。

○小山委員：地域の防災人材育成みたいなものをほかの地域でもやっていると思うので、そういうところにこういうのを考えるというのを入れていくということや、あと火山の人材育成をされていると思うのですが、そういうところとの連携とか、そういうようなクロスで考えるとか、クロスで協力する、包含していくような内容を入れていくといいかなと思います。別に走っているこういうのがあるから、地区防災計画で例えばこういうのを入れるときにこういうのを参照するとか、こういう動きと合わせてやるとか、そういうのがイメージできるようなもの。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

それでは、伊藤さん、どうぞ。

○伊藤委員：私のほうからは3点です。

1つは、21ページの先ほど関谷先生がおっしゃった「自宅や近隣の堅牢な建物に退避」という言葉が30センチ以上のところに入っているということで、これは基本的にはその後、絶対と言っていいぐらい自宅で継続して生活することは不可能なので、22ページの関係もそ

うなのですが、原則直ちに避難ではないか。瞬間的に降灰が激しいので逃げられないときにはもちろん逃げられないわけですが、ある程度見通しが利くようになって歩けるようになれば逃げていくという形にしたほうが良いと思うので、これを中書きに入れると誤解を招くのではないかというのと同意見です。

もう一つ、26ページのところですけれども、これは言葉の問題なのですが、「トリガー情報」、あるいは「トリガーとなる情報」という言葉が使われていますけれども、この言葉は専門家の間だけで使うのか、それとも国民に向けて使うのかということの問題です。国民に向けてだと、「トリガー情報」や「トリガーとなる情報」だと分からないのですね。「トリガーとなる情報」と言っても何のことですかと大多数の方は思われますので、もう少し分かりやすい言葉に。専門家同士で使う分には分かると思いますが、国民向けに出す文書としてはどうか、分かりやすい日本語にされたほうが良いのではないかという感じがします。

これは別のところで私も人とテレビを見ておりましたら、トリガーって何ですか、この場合のトリガーってどういう意味なのでしょうねということと言われる方も結構いらっしゃるので、専門家としては最近使われるようになったけれども、そこは分かりやすい言葉のほうが良いのではないかと思います。

それと、49ページですが、これはふだんからやっておくべきことですが、上の表では「電力」から始まって「空調設備の影響」まであるのですが、これは全ライフライン共通かもしれませんが、対応のところではこの欄がないのですね。これはやはり入れておいていただいたほうが良いのではないかと。何をすべきかという、吸気フィルターの備蓄というのが、電力のところではフィルター等の備蓄の確保というのがあるのですが、これをやっておかないと空調設備がすぐ駄目になって、急に求めてもそもそも流通量しかないはずですから、備蓄をすべきだということは言うておいたほうが良いのではないかと思います。ここだけわざわざ欄を落とす必要はないのではないかと。ということですが。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

事務局、何かありますか。

○事務局（今村）：21ページ目につきまして、「原則避難」か「自宅等で生活を継続」というところにつきましてもご意見をありがとうございます。一言で書いたときに、それが誤解を生まないかということを考えて過ぎているのかもしれませんが、貴重なご意見をありがとうございます。

次に、26ページ目です。「トリガー情報」という言葉は、確かに自分の中では何回も使っていて慣れてしまっているかもしれませんが、一般の方には実際にはトリガー情報ですということ周知するのは適切ではないと考えております。どういう情報になるかということにつきましては検討を始めていただいていると認識しておりますけれども、一般の方にいざというときに周知する情報の名称として適切かということでは言いますと、もち

ろんよりよい名称があるべきと思いますので、先ほど少しご紹介させていただきました気象庁の検討会とも、その辺りも連携しながら検討していきたいと思っております。

○伊藤委員：それと2つの使い方をされているのですけれども、「トリガーとなる情報」と「トリガー情報」は違うのです。「トリガーとなる情報」というのは、トリガーとなる現象のことです。トリガー情報というのは少々違う。動き出すきっかけとなる。逃げろというのはトリガー情報かもしれませんが、少々違うと思うので、その使い分けがこの文章では曖昧になっているので、そこも丁寧にさせていただければと思います。

○事務局（今村）：ありがとうございます。

あとは、49ページの平時からの内容が表の中にないと。失礼いたしました。50ページのところで、平時からの対応について空調設備を含めて書かせていただいていたのですけれども、1つの表になったほうが分かりやすいという観点かなというところも含めまして、49ページと1つになったほうがいいかなというご指摘だと考えますので、フィルターなど平時の対策を取っていただくということと、構成については引き続き検討いたしますけれども、見せ方として1つにしていくというところを修正していきたいと思っております。

○藤井座長：竹内さん、お待たせしました。

○竹内委員：ありがとうございます。

4点あります。

1つ目が、皆さんおっしゃっていますように、誰が何をやるのかというところは丁寧な整理が必要だなと思ったり、それは19ページの図2-5のところにきちんと落とし込めるような整理が必要ではないかと思ったり。

2つ目ですけれども、堅牢な建物に避難をするということで、やはり命を守るために避難をさせるべきではないかというご意見もありましたけれども、いずれにしても一時的に堅牢な建物に避難をすることも選択肢としては必要ではないかと思ったり。

そのときの堅牢な建物というのは、例えば津波タワーみたいな一時的なものではなくて、生活ができるものや、灰が入ってこないような空間を確保しなければいけないと思ったりするので、例えばマンションの共有スペースとかそういうところでは対応ができないものだと思います。

したがって、それを誰がどう抽出をするのか、個人でできることであるのか、そもそも建物がないエリアもあると思ったりけれども、個人が抽出をするには堅牢な建物というのは困難なところもあるのではないかと思います。それを事前の準備の中で抽出をする、周知をするということも対策として盛り込んでおく必要があるのではないかと思います。

そこに関連して、先ほど小山委員のほうからも、自分がどういうリスクに遭遇するのかを

事前に把握する必要があるのではないかとありますが、想定されるステージによって備蓄の量、内容も変わってくるのではないかと思いますし、インフラの被害も異なってくるのではないかと思います。

なので、人の行動だけではなくて、どういう状況になるのかというのをもう少し一元化した整理が必要で、そうでないと住民の方にとっては、自分が対応すべきリスクのイメージがつかみにくいと思いますし、ステージが変わったときにどう対応していくのかというのも連続的ではないと思います。

もう少し丁寧に書くのであれば、当然人によって同じステージの中でもリスクが異なってきますので、個別避難計画などと併せて検討するとか、そういうところまで少し具体的に書き込むことが必要ではないかと思います。

それから、3つ目になりますけれども、25ページのところに広域避難の件がありましたけれども、県境をまたぐとか市町村をまたぐ広域避難というのは事前の調整が非常に重要な点になってきますし、場所を確保するだけではなくて、移動をどうさせるということも迅速な判断が求められます。したがって、なおさら事前の確認、協定などを含めた調整が必要になりますから、ここも行政向けのガイドラインとしてはもっと書き込みが必要ではないかと思えます。

最後ですけれども、47ページの図3-5-3、備蓄品の内容です。自宅待機が主となるので毛布やトイレは△がつかますというご説明でしたけれども、在宅避難であるからこそ簡易トイレというのは非常に重要な備蓄になりますし、不足してきますので、行政が開く避難所では必要としない物を逆にもっと備蓄品として検討する必要があるのではないかと思います。したがって、この点ももう一度見直しをいただければと思います。

○藤井座長：どうもありがとうございました。

事務局、ありますか。

○事務局（今村）：誰が何をという点は、引き続きしっかり書けるようにというところで進めてまいります。

また、堅牢な建物というところですか。確かに、津波避難タワーのようなものをイメージしますと、例えば屋外とか、屋上とかを含めると思うのですが、火山灰の場合は今おっしゃっていただいたように屋内である。できれば、ある程度密閉度があれば望ましいわけですが、そういったところをどう周知するか。選定というところまでいくとなかなか難しいかもしれませんが、周知の中には入れておく必要があるというところで認識をしております。

あとは、広域避難のところでは事前調整が重要だということで、できる限り避難せずに自宅にとどまるという方向でありますけれども、もし必要となった場合の調整につきましてしっかり書き込んでいきたいと考えております。

備蓄のところで、簡易トイレについてもご指摘ありがとうございます。これは、水道が使えるかどうかが不確実な段階では、確かに必要なものの一つではあるというご指摘という認識をいたしました。書きぶりについてももう少し検討してまいりたいと思います。

一方で、使える場合には要らなくなるというところでどう想定をするか、先ほどリスクをどう知っておくかというところにもつながるかと思えますけれども、もう少し検討してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○藤井座長：伊藤さん。

○伊藤委員：伊藤ですけれども、もう一点言い忘れておりました。

44ページですけれども、「物資供給の考え方」の中で、文章の中にもありますし、図の中にもあるのですが、物資をある程度地域ごとに避難所などへ避難している人に対して配布をする場合にも避難所「等」に供給と書いてあるのですよね。この「等」というのは、いわゆる物資の供給デポみたいなものを考えていらっしゃるのかなと思うのですけれども、もしそうであれば、今までいろいろな災害のときに、物資だけを供給するデポみたいなものは国としても自治体としてもつくったことがないのですよ。

そうすると、新しい考え方をここに持ってくるのであれば、もう少し丁寧にやってあげたほうがいいのではないかと。「等」の中で読み込めというところと少し難しいのではないかと思いますので、もしそういう新しい概念をここに入れるのだと、この場合は合必要なのかなと私は思いますけれども、もう少し書いてあげたらいかがでしょうかということです。

○藤井座長：ありがとうございました。

○事務局（今村）：事務局でございます。

ご指摘ありがとうございます。

このイメージにつきましては、避難所等に避難というところはもしかしたら書き過ぎかもしれませんが、物資の供給、いざというときの配布を含めて、他災害と別で特別なことをやるとなるとまた新しい計画になりますので、そうではなく、流れはできるだけ共通にしたいという意識がもともとありました。したがって、他災害ですと避難所に人々が集まっておりますので、避難所にももちろん物資を供給するという考え方とっており、降灰は自宅で避難というか、生活を継続される場合には、実際には避難所に物資を取りに行くという形にはなるかと思うのですけれども、今おっしゃっていただいたような、物資供給のみの特別な対応、火山灰のみの対応というところはやはり難しいと思いますので、ほかの災害と共通の考え方として入れていきたいなと思っております。

○藤井座長：五十嵐さん。

○事務局（五十嵐）：事務局の五十嵐です。

ご指摘のデポのようなものは、過去の事例でそういうのがあるのかないのか、新しい概念であればこういうものとか、そこの辺りは確認をしておきたいと思います。

○伊藤委員：避難しないわけですから、それほど避難所の数は多くないと思うのですよね。ですから、5キロも歩いていかないと食べ物が手に入らないというのでは気の毒なので、ある程度考えてもらわないといけないのかなという感じもするので、出張所とか、公民館とか、そんなところにどうやって人を配置するのだという問題はもちろん出てきますが、そういうものもイメージする必要があるのではないかと思います。

○藤井座長：私からもいいですか。

1つは、14ページと21ページに関わる、先ほどから議論になっている堅牢な建物に退避するか、避難かという問題です。30センチ以上の部分というのは、ほとんどが山梨県、静岡県、神奈川県に当たるわけですね。ここに関しては、避難基本計画がもう既につくられていて、30センチ以上の部分に関して基本は堅牢な建物に退避ということになって、避難をするというのはよほどの事態になったときで、それから、そこで救援を待つという、いわば籠城作戦という形でつくられています。ですから、ここでもし変えるとしたら、自治体との間とか、富士山の火山防災対策協議会との間でその辺は調整をしていただけたらと思います。

確かに、21ページのままでいくと「自宅等で生活を継続」というのとあまり区別がないように見えるので、もしやるのならば、例えば、「状況に応じて域外避難」とか、②-1のほうは「状況に応じて生活可能域へ移動する」とか、この4つの区分はそれぞれ言葉を変えたほうがいいのではないかと思います。それは検討していただけたらと思います。

それから、22ページのところですが、真ん中の表で、「さらに降灰が見込まれている」、「さらに降灰は見込まれていない」と言いましたけれども、先ほどのステージという概念に立てば、どっちかに戻ったりするわけですから、区分をこの2つに分けると矛盾するのではないかという気がします。その辺りはもう少し検討が必要かなと思います。

もう一つは、元に戻って1ページですけれども、下から二つ目の丸のところです。「本ガイドラインで扱う降灰分布の想定は、あくまで検討のための一例であり」というのは、いかにも架空のものに基づいているような、実際にこれが予想されるものではないと言いたいことは分かるのですけれども、例えば「宝永噴火を参考にしているものの」とか何かを入れておかないと、いかにも机上の空論をやっているように受け止められる気がしますので、何か工夫が必要かなと思います。

最後にもう一点、全体に関わることですけれども、気象庁の検討会の中でも、「降灰」という言葉と「積灰」という言葉とでかなり議論があって、「降灰」というのは降っているときはいいけれども、降り積もったものをどう表現するか。あるいは、「降灰の厚さ」という

ので分かるのか。例えば、雪だったら「降雪」と「積雪」という言い方があって、「積雪深」という深さという表現をする、それに倣うほうがいいのではないかと。決まっていなくてすけれども、委員によって随分意見が違うのですよね。その辺をどうするかは、気象庁の検討会のほうともすり合わせをしていただきたいと思います。

私がしゃべりましたけれども、ほかにいかがでしょうか。関谷さん。

○関谷委員：ほかの委員の先生方の話を聞いていて思ったのですけれども、大規模降灰によって自宅にいるのが前提になって、堅牢な建物に避難する、これが前提となる以上は、そもそも自宅が損壊していないので避難所に行く必要がないのだと思います。そうすると、ほかの水害とか地震時の防災の考え方と違うと明確に言わないと、避難所に来ると思います。そこははっきりと、富士山の噴火においては避難所に行く必要はない、もしも避難所に行く必要があるぐらいの自宅が損壊する可能性があるのだったら域外に避難をしなければいけないので、域内の避難所に行くこともないはずで、そうなったら一時的に寄ることはあっても域外の避難所だと思うので、そこは考え方が明確に違うのだということは書いてもいいのではないかなと思いました。

○藤井座長：ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

さっき関谷さんが区分分けのところでも土石流のことを言われたのですが、もし土石流のことまで懸念してここで書くとしたら、実はステージの部分が2、3、4全部にかかるのですね。砂防の基準は1センチ以上を超えたらということになっていますし、実際に宝永噴火のときに10センチ以上の降灰量のあるところを中心に土石流被害が何十年間ずっと続いているのですよね。ですから、それを想定して避難ということになると、これは別枠ではないかという気がするので、それは土砂災害として別個の警報が出るのではないかなとなるので、そこまで考えると複雑過ぎるかなという気がしますけれども、どうですか。

○関谷委員：土石流に関しては、18ページにある「30cm以上または降灰後土石流の危険性のある地域」、ここを見たのですけれども、私はどちらかというと30センチ以上の場合には内水のほうがすぐにリスクがあると思っていて、平野部でも内水氾濫が起こる。内水氾濫が起こって、水ははけないわけですから低いところはすぐに浸水するという感じで、藤井先生の言うように、斜面では1センチ以上で土石流の可能性というのももちろんそうなのですけれども、宝永噴火のように冬場でなければ、夏場だったら1週間ぐらいの間に雨が降る。雨が降るということは内水氾濫が起こる。そっちのほうが範囲としては大きいかなと思いますし、もしも土石流とか斜面のリスクとなると、そもそも自宅にとどまってということが難しくなるのではないかなと思うのです。

○藤井座長：よく分かるのですが、それで一律に「避難」と来ると結構難しいかなと。別の形で注意報なり注意喚起があるはずだと思うのですよね。30センチ以上が土石流の可能性が高いから、雨の場合は避難と言ってしまって本当にいいかです。

○関谷委員：私も組合せでというよりは、30センチ以上はまずリスクがあると考えて、本当に自宅内にとどまるというのでいいのかというところでまずは思っただけです。雨のことを考えたり、土石流のことを考えたりすると、複雑で様相が混乱するというのは藤井先生のおっしゃるとおりだと思います。

○藤井座長：いずれにしろ、特に30センチ以上の部分は（火山）防災協議会のほうとうまくすり合わせをしていただけたらと思います。

○伊藤委員：20ページで言うと、「降灰厚30cm以上や降灰後土石流の危険がある場合」と書いてありますので、もう10センチでも20センチでも川岸に近いところは全部入れるということで、厚さとは関係がないので、そこも含めて考えているのかなと。

○事務局（今村）：今、伊藤先生がおっしゃっていただいたとおりでして、赤色のエリアと言うべきか、ステージと言うべきか、4のところ、30センチ以上だけではなくて、今おっしゃったように土石流の危険性のある、土石流はある意味区域は決まっているから最終的には来るわけですがけれども、こちら赤色の段階に含むというところで考えております。

あくまで被害の様相から区分したもので、降灰厚はそれぞれの閾値で目安にはある程度なっておりますけれども、土石流のある区域はそういう意味だと30センチに満たない段階から赤色のところになります。そこはそう考えております。

○藤井座長：ほかにはいかがでしょう。小山さん。

○小山委員：小山です。

住民側が対策を考えないといけないということを考えるときに、今の影響範囲のマップだけだと、一例とはいっても、自分の地域は考えなければいけないのか、考えなくていいのかみたいな発想になるのではないかなと思います。そうだとすると、例えば、どの辺りの都道府県の人には特にこういうことは考えておかないといけないというような見せ方というか説明の仕方はできますか。例えば、住民側が地区防災計画をつくっていて、そこの中でも降灰のことも考えないといけないという発想にならないような気がしていて、このラインで囲まれているところの人はなると思うのですけれども、どうしてもそうではない人は、うちは大丈夫だねとなるのかなという気がしています。

そうだとすると、これは一例と言っても、どこまで関係するのみたいな発想にどうしても

なるので、関東圏のこれぐらいのところは、万一こういうことが起きたら風向きによっては影響が出てくる可能性があるからこういうことを考える必要があります、みたいな示し方はできますでしょうか。

○事務局（今村）：事務局でございます。

今しっかりとしたマップをお示しできていませんけれども、現在出ているものとしまして、報告書の53ページに、小さなものですが、これはあくまで富士山の協議会から取ったハザードマップの図です。火山灰の仮置場の候補地の選定のところに使っている図で申し訳ないのですが、「降灰の可能性マップ」、出典は富士山ハザードマップですが、今お示している検討の一例だけではなくて、例えばほかの風向きでもおおむねこれぐらいになる可能性があるというところが紹介されております。こういった形で、一例ではなくて、ほかの地域、風向きが違う場合も含めて、詳細に示しているのではなくおおむねかもしれないですが、これぐらいの可能性があるとというリスクを知っていただくには、こういったものも一緒にご紹介していくのが必要というところでしょうか。

○小山委員：そうですね。少なくともこういう地域の方々はこのことを自分事として捉えてほしいというメッセージが要るかと思いました。

○藤井座長：ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。

よろしければ、これで本日の議事は終了しました。皆様の活発なご議論、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しします。

○事務局（森久保）：委員の皆様、活発なご議論をありがとうございます。また、藤井座長、進行をありがとうございました。

以上をもちまして本検討会を終了したいと思っております。

次回のスケジュールでございますけれども、3月4日火曜日、13時からを予定しております。変更等がもしございましたらお知らせをさせていただきます。

時間の関係で本日ご発言いただけなかったご意見などがございましたら、事務局にご連絡をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上